

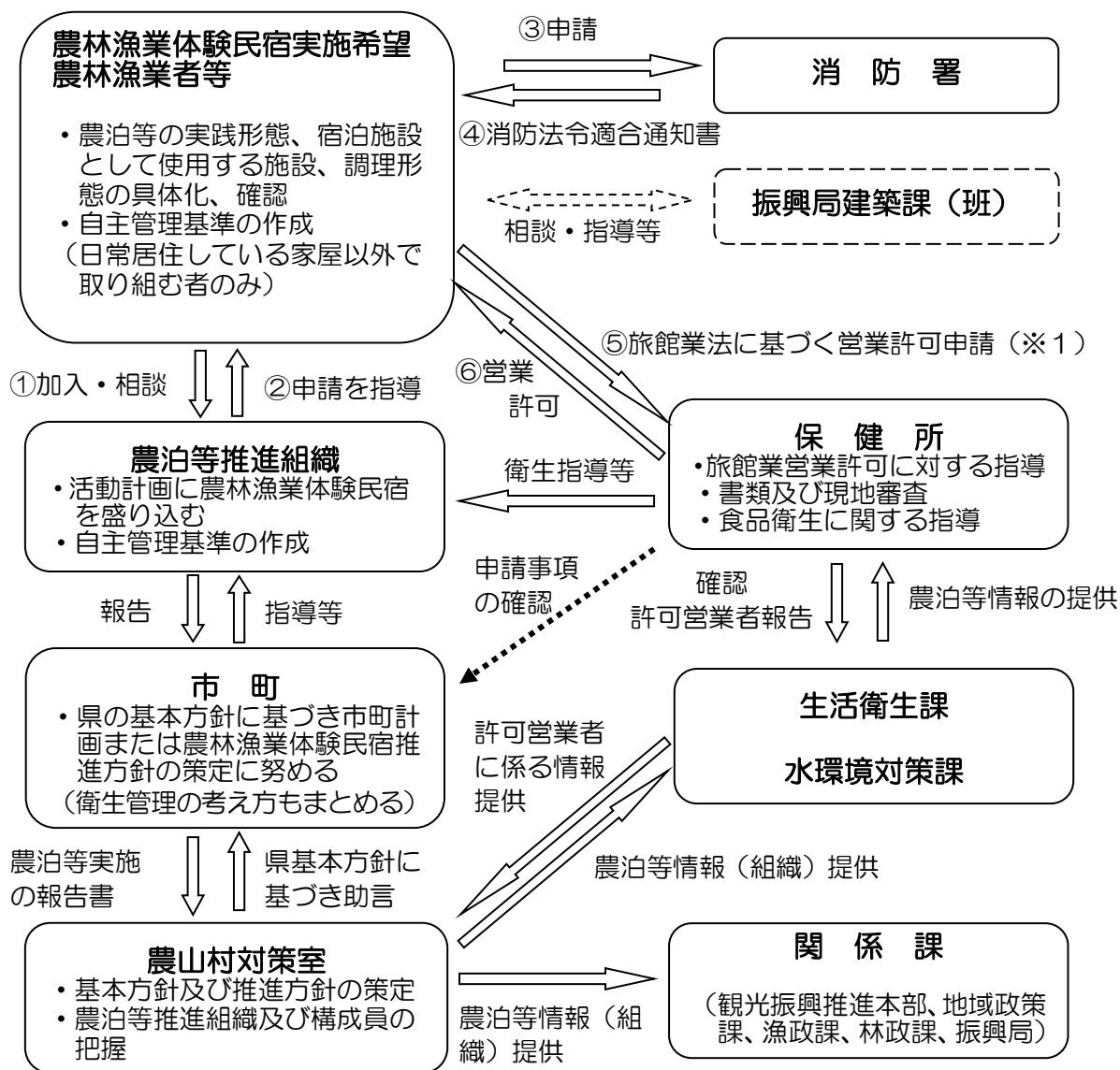
農林漁業体験民宿施設営業許可申請に関する手続きの流れ

1 対象施設

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林漁業体験民宿として使用する宿泊施設

2 申請手続きフロー（用途面積100㎡以下の場合）

※ 簡易宿所営業でも用途面積100㎡を超える場合は建築基準法の手続きが必要になります。



（※1）旅館業法に伴う営業許可申請書添付書類

- 営業施設の構造設備の記載した図面
- 付近100m以内の見取図
- 農林漁業体験民宿営業に関する届出書
- 農林漁業体験民宿等に関する意見願
- 消防法令適合通知書
- 浄化槽関係書類、誓約書